

特定建設作業一覧表

騒音に係る特定建設作業

適用法令	特定建設作業の種類
法又は府条例	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 8. ブルトーザー（原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
府条例	9. 6, 7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kwを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

（注1） 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

（注2） 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第二の規定により環境大臣が指定するもの（国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。）を使用する作業を除く（この場合は、9の条例で届出を行うことになります。）

振動に係る特定建設作業

適用法令	特定建設作業の種類
法又は 府条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破壊機を使用する作業（注） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注）
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kw を超えるものに限る。）を使用する作業

（注）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。